

# 第1章 計画策定の基本的考え方

---

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の目標
- 5 計画の体系
- 6 計画の策定体制

# 第1章 計画策定の基本的考え方

## 1 計画策定の趣旨

我が国では昭和 56 年、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」を一つの契機として、障害者施策の推進が図られてきました。そして、障害のある人の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くても、地域の中で自分らしい自立した生活ができるよう、平成 15 年に「支援費制度」が施行され、社会で支えあう福祉施策の新たな枠組みがつくられました。また、平成 16 年には「障害者基本法」が改正され、都道府県及び市町村に障害者計画の策定が義務づけられ、法の基本的理念に障害を理由とする差別の禁止等が明示されました。

このように近年、障害者施策に関して重要な制度改正が相次ぐ中、平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行され、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国、県及び市町村の責務が明らかにされました。また、平成 18 年 4 月には「障害者の雇用等の促進に関する法律の一部を改正する法律」が全面施行されるとともに、新たな改革として「障害者自立支援法」が施行され、障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず、障害者福祉サービスを利用するための仕組みを一元化するなどこれまでにない抜本的な見直しが行われました。

このような状況の中、本市では「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」の実現に向け、各種施策を展開しています。障害者施策においても、この将来像を実現するためには、障害のある人も地域社会を形成する一員として人権が尊重され、自己選択と自己決定のもと、地域の様々な活動に参加・参画できることが求められます。今日、高齢化の進行に伴い、身体障害のある人の増加、障害の重度化・重複化、さらには社会構造の複雑化等による心身障害や精神障害の増加が予想されています。また、障害者福祉サービスのニーズも多様化しており、障害の状況に応じた施策の充実が急務となっています。

そこで、障害者福祉サービス見込み量や提供体制の確保に関する中長期的な実効性のある事項を定めた「海津市障害福祉計画」を推進するとともに、これまで推進してきた様々な障害福祉施策を発展させていく総合的な計画として、「海津市障害者計画」を策定します。

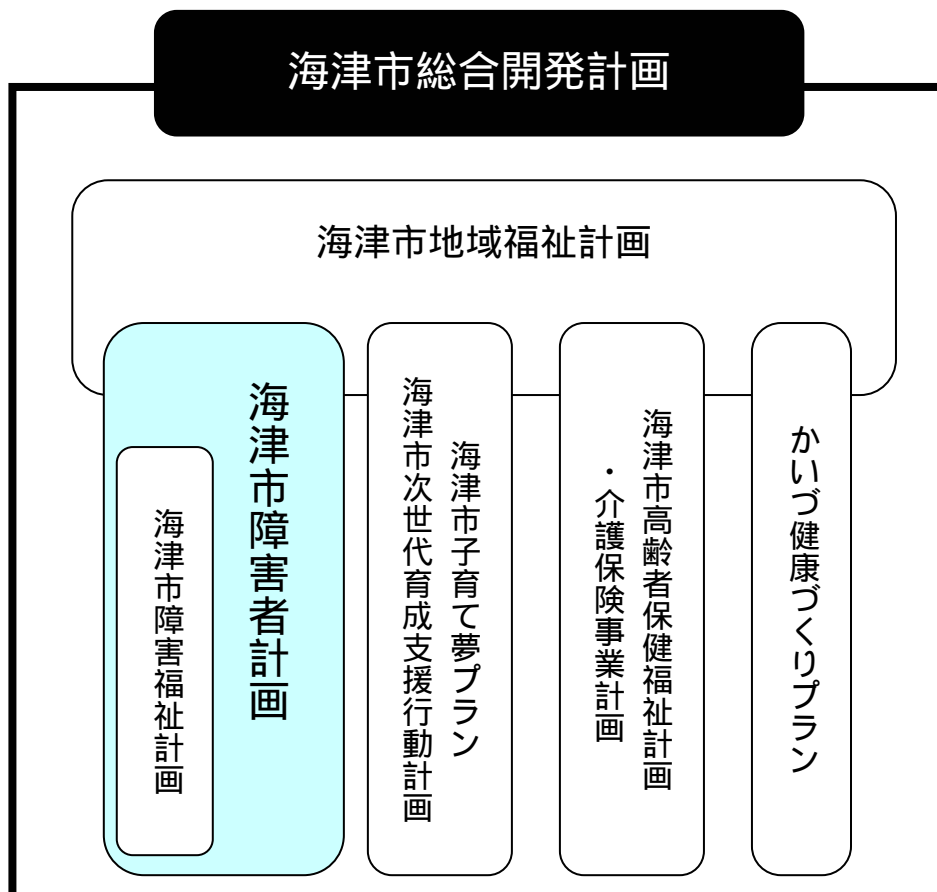
## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の性格と法的根拠

「海津市障害者計画」は、障害者基本法を根拠法とし、主に障害のある人を対象に、障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、海津市における障害者施策の総合計画として位置づけられるものです。

### (2) 関連計画との調和

本計画は、「岐阜県障害者支援プラン」、「海津市総合開発計画」を上位計画とし、「海津市地域福祉計画」、「海津市障害福祉計画」等、障害のある人等に関する事項を定める計画との整合性を保ちつつ、必要な施策を総合的に推進するものです。



### 3 計画期間

「海津市障害者計画」は、「海津市障害福祉計画」の第二期の終了年度である平成 23 年度までを計画期間として策定します。

なお、社会情勢の変化や障害のある人のニーズに対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
岐阜県障害者支援プラン(17～21 年度)						
			岐阜県第一期障害福祉計画 (見直し)	岐阜県第二期障害福祉計画		
			海津市障害者計画(20～23 年度)			
			海津市第一期障害福祉計画 (見直し)	海津市第二期障害福祉計画		

## 4 計画の目標

---

### 協働による安心して暮らせるまち

本市は、海津市総合開発計画において、「協働が生みだす魅力あふれるまち海津～心のオアシス都市～」を将来像に掲げ、取り組みを進めています。本計画においても、この将来像を達成するため、地域社会においてともに生活を営むうえで、障害のある人もない人も人格と個性を尊重して地域の中で互いに支えあいながら生活できる「ノーマライゼーション」の考え方に基づいて計画を推進していきます。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰にとっても障壁（バリア）のない社会をめざし、すべての人が協働し安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

そのためには、障害のある人自身の積極的な自立に向けての努力が重要であるとともに、地域の理解と協力が不可欠です。障害者基本法の基本的理念<sup>1</sup>を施策推進の柱とし、本計画の基本目標を上記のように設定します。

---

#### 1 障害者基本法 (基本的理念)

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

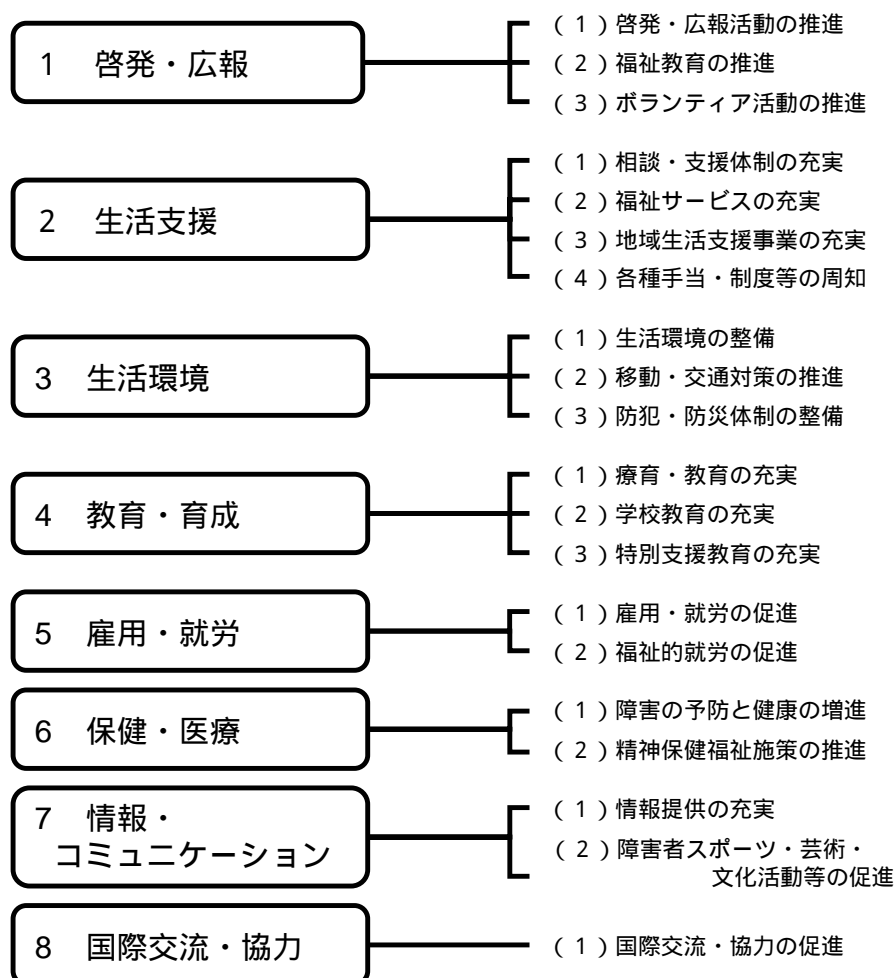
2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

## 5 計画の体系

地域社会においてともに生活を営むうえで、障害のある人もない人もみんなが協働しながら豊かに暮らせるまちをめざし、本計画は、次の8つの分野に分け、施策を推進していきます。

### 協働による安心して暮らせるまち



## 6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員などで構成する「海津市障害者計画策定委員会」を設置するとともに、庁内体制として「検討委員会」、「検討委員会ワーキンググループ」を設置し、市民福祉部障害福祉課に事務局を置き、アンケート調査、ヒアリング調査等を基に計画を策定しました。

